

証券コード378A
2025年9月11日
(電子提供措置の開始日) 2025年9月4日

株 主 各 位

東京都中央区銀座6丁目17番1号
銀座6丁目-SQUAREビル10階

株 式 会 社 ヒ ッ ト

代表取締役
社 長 深 井 英 樹

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年9月25日(木曜日)午後5時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月26日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都中央区銀座5丁目14-6 橋ビルII 3F G301
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第35期(2024年7月1日から2025年6月30日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期(2024年7月1日から2025年6月30日まで)計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.hit-ad.co.jp/ir.html>

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスし、銘柄名（ヒット）又は証券コード（378A）を入力・検索いただきまして、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の広告市場はコロナ禍からの回復基調にあり、総務省が2025年7月に発表した「サービス産業動態統計調査」によると、2024年7月から2025年5月までの広告業全体の売上高は前年比で103.8%と、前年を上回る結果となっております。また、株式会社電通の「2024年日本の広告費」によると、当社が属する屋外広告市場は2024年に2,889億円となっており、前年に続き拡大しております。ラグジュアリーブランド、飲料、コンテンツ、人材系を中心に多くの業種で屋外広告が活用され、また、インバウンド需要の高まりに伴い関連業種での広告出稿が活況を呈しております。

このような事業環境の下、当社グループは、2024年12月に渋谷センター街ヒットビジョンを稼働開始、2025年5月よりCHANGE ViSiON株式会社が所有するデジタル媒体「CHANGE ViSiON Harajuku」の運営を受託開始する等、特に自社デジタル媒体の新規開発に注力してまいりました。既存媒体を含む繁華街デジタル媒体の稼働が好調に推移した結果、当連結会計年度における業績は、売上高4,419,389千円（前連結会計年度4,122,330千円）、売上総利益2,750,362千円（同2,613,718千円）、営業利益1,387,038千円（同1,397,145千円）、経常利益1,367,860千円（同1,403,783千円）となっております。また今年度は、固定資産除却損、減損損失の計上により特別損失18,814千円の計上をし、税金等調整前当期純利益は1,349,045千円（同1,381,107千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は905,095千円（同935,622千円）となっております。

なお、当社グループの事業は、屋外広告媒体の企画及び屋外広告を中心とした広告全般の取扱いに係る事業（以下「広告事業」）の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は、116,136千円となりました。
主要な設備投資は次のとおりであります。

内容	主な資産	設備投資金額（千円）
首都高デジタル媒体	看板設備	37,156
DMビル	看板設備	18,712
首都高アナログ媒体	看板設備	16,720
大外ビル	看板設備	10,942
その他媒体	看板設備	16,064
本社設備等	事務所設備等	16,541
合計		116,136

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において行った主な資金調達はございません。
経常的な資金調達である当座貸越については、除外しております。

(4) 対処すべき課題

① 自社広告媒体の強化

<適切な立地の選定と投資の実行>

当社グループの事業は、効果的な屋外広告サービスを広告主に提供するものであり、適切な立地の選定及び投資の実行が重要となります。引き続き、広告主の需要を満たす立地選定を進めてまいります。

<安全性の徹底>

当社の屋外広告媒体はビルの屋上や壁面に設置されていることから、設置時やメンテナンス時等における事故が起きないように努めております。広告主に安心して広告掲出をして頂けるよう、安全作業の徹底と社員の指導・育成を推進し、より品質の高いサービスを提供してまいります。

② 営業力の強化

当社の広告媒体は、設置場所の性質により繁華街媒体とロードサイド媒体に大別されますが、商品力や価格競争力の維持向上に努めながら、それぞれの媒体特性に合致する広告主への効率的な営業を行い、一層の売上増加を図ってまいります。

③ 会社の基盤強化

＜コンプライアンス及び内部管理体制の整備＞

当社グループは、上場会社として求められるコンプライアンス、内部管理体制を整備強化しております。それと同時に、経営・営業・管理部門に相乗効果をもたらすシステムの構築に、一層注力してまいります。

＜優秀な人材の育成及び獲得＞

当社グループの事業の拡大のために、優秀な人材の確保・育成が重要な課題であると認識しております。積極的な採用に加え、社員研修の充実を図り、教育の質を高めしていくことで、優秀な人材の確保と育成を推進してまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第32期 (2022年6月期)	第33期 (2023年6月期)	第34期 (2024年6月期)	第35期 (当連結会計年度) (2025年6月期)
売上高	－ 千円	3,435,519 千円	4,122,330 千円	4,419,389 千円
経常利益	－ 千円	1,135,442 千円	1,403,783 千円	1,367,860 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	－ 千円	755,461 千円	935,622 千円	905,095 千円
1株当たり当期純利益	－ 円	135.87 円	168.28 円	162.79 円
総 資 産	－ 千円	4,918,924 千円	6,305,681 千円	6,461,015 千円
純 資 産	－ 千円	1,716,411 千円	2,586,837 千円	3,391,179 千円
1株当たり純資産	－ 円	307.86 円	464.41 円	609.08 円

- (注) 1. 第32期以前は連結計算書類を作成しておりませんでしたので、記載しておりません。
2. 当社は2025年3月7日付で株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
HIT SINGAPORE PTE. LTD.	619,420.00 SGD	100 %	海外広告市場調査

(注) SGD : シンガポールドル

(7) 企業集団の主要な事業セグメント

事 業	主 要 サ ー ビ ス
広告事業	シブハチヒットビジョン、OMOSANシンクロ、シンクロ7シブヤヒットビジョン、ツタヤエビスバシヒットビジョン

(8) 企業集団の主要拠点等

名 称	所 在 地
本社	東京都中央区
大阪支店	大阪府大阪市
HIT SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール

(9) 企業集団の使用人の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
89 名	増 6 名

(注) 従業員は就業人員であり、契約社員及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社商工組合中央金庫	375,525 千円
日本政策金融公庫	244,870 千円
株式会社百十四銀行	222,460 千円
株式会社りそな銀行	153,280 千円
株式会社きらぼし銀行	111,378 千円
株式会社京葉銀行	105,008 千円
株式会社三菱UFJ銀行	90,010 千円
株式会社東日本銀行	38,284 千円
三井住友信託銀行株式会社	10,000 千円
計	1,350,815 千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 22,240,000株

(2) 発行済株式の総数 5,560,000株

(3) 株主数 32名

(4) 大株主 発行済株式の株式を保有する上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
松丸 敦之	3,452,800 株	62.10 %
株式会社ボンド・ホールディングス	1,240,000 株	22.30 %
深井 英樹	314,000 株	5.65 %
松丸 さつき	200,000 株	3.60 %
江口 雄一	72,400 株	1.30 %
曾我 正史	64,400 株	1.16 %
安田 仁裕	43,600 株	0.78 %
宮内 理司	40,000 株	0.72 %
勝山 宏哉	26,000 株	0.47 %
小笠原 伸行	24,800 株	0.45 %

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

- ・新株予約権の数

3,552個

- ・目的となる株式の種類及び数

普通株式 710,400株（新株予約権1個につき200株）

- ・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行 使 期 限	個 数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	第1回（325円）	2022年3月31日 ～2034年3月30日	3,012個	5名
	第2回（650円）	2025年7月28日 ～2033年7月26日	272個	5名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位	担当及び重要な兼職の状況
松丸 敦之	代表取締役会長	グループ統括・海外事業推進 HIT SINGAPORE PTE. LTD. 代表取締役社長
深井 英樹	代表取締役社長	国内事業推進
安田 仁裕	常務取締役	経営全般・営業本部長
勝山 宏哉	取締役	経営企画本部長
高橋 徹	取締役	媒体本部長
大岩 義典	取締役	管理本部長 HIT SINGAPORE PTE. LTD. 取締役
川野 毅	取締役	アステナホールディングス株式会社取締役
星野 正司	常勤監査役	星野公認会計士事務所 代表 日本エンタープライズ株式会社 社外監査役 イシグロ株式会社 社外監査役 イシグロホールディングス株式会社 社外監査役
伊東 正隆	監査役	－
佐藤 貢	監査役	－

- (注) 1. 川野毅は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 星野正司、伊東正隆、佐藤貢は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 星野正司は、公認会計士資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役川野毅と監査役星野正司、伊東正隆及び佐藤貢との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び当社子会社取締役（以下「役員等」といいます。）であり、取締役会決議により、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者が当社または当社子会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、非被保険者が損害賠償金及び争訟費用を負担することで被る損害が補填されます。た

だし、被保険者の職務の執行の適正性がそこなわれないようにするため、次に掲げる事項に該当した場合には補填の対象としないこととしています。

- ・当社及び役員などが違法に利益または便宜を得た場合
- ・法令及び当社社内規定等に違反することを認識しながら行った行為

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、役員報酬については株主総会の決議により定められた取締役及び監査役それぞれの報酬限度額の範囲内において、取締役については、任意の指名報酬委員会での協議のうえ、取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬の限度額は2017年9月26日開催の第27期定時株主総会において決議されております。取締役については年額5億円以内（決議時点の取締役の員数は9名）、監査役については、年額1億円以内（決議時点の監査役の員数は2名）であり、当事業年度末日現在、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役7名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	321,600	321,600	—	—	6
取締役 (社外取締役)	4,800	4,800	—	—	1
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
監査役 (社外監査役)	10,200	10,200	—	—	3

(注) 当社の役員報酬は固定報酬のみであり、業績連動報酬及び非金銭報酬は採用しておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 取締役 川野 毅 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会のすべて（19回）に出席いただき、国内外での複数の企業における経営幹部としての経験を持ち、海外事情にも精通した見識に基づく客観的な視点から、取締役会で積極的にご発言いただいております。また、任意の指名報酬委員会においては、委員長を務め、当事業年度開催の委員会のすべて（3回）に出席いただいております。独立した客観的立場から業務執行に対する監督を行っていただき、社外取締役としての役割を果たしていただいております。

② 監査役 星野 正司 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会（19回）及び監査役会（17回）のすべてに出席いただき、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と専門的知識に基づき、企業経営、会計、コンプライアンス等に関する観点から取締役会及び監査役会等の重要会議体において積極的にご発言いただいております。また、任意の指名報酬委員会においては、委員を務め、当事業年度開催の委員会のすべて（3回）に出席いただいております。

③ 監査役 伊東 正隆 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会（19回）及び監査役会（17回）のすべてに出席いただき、大手証券会社における長年の経験と監査役としての幅広い知見より、取締役会及び監査役会で積極的にご発言いただく等、客観的な立場から当社の適切な経営判断に寄与していただいております。

④ 監査役 佐藤 貢 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会（19回）及び監査役会（17回）のすべてに出席いただき、大手印刷会社における株式上場支援・I R支援に関する長年の経験と豊富な知識を基に、取締役会及び監査役会での的確な助言・提言を行っていただいております。当社の透明性のある健全な経営に貢献していただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等及び監査役会が同意した理由

21,000千円

当社監査役会が会計監査人の報酬等について同意したのは、会計監査人と確認した第35期の監査計画を踏まえた監査見積もり時間に基づいたものであり、報酬単価も合理的であることから、報酬額は妥当と判断したためです。

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

21,000千円

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査法人の選定方針は、当社グループの会計監査人に必要とされる専門性、独立性、及び適切性と当社グループの事業活動を監査する体制を有していること等を総合的に判断することとしています。また、当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を以下のとおり整備、運用しております。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
経営理念や倫理規程、リスク・コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を、取締役及び社員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としております。また、その徹底を図るため、リスク・コンプライアンス委員会を設け、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、同委員会を中心に役職員の教育を行っております。

内部監査担当は、リスク・コンプライアンス委員会と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査しております。また、法令上疑義のある行為について従業員が直接情報提供を行う手段として、内部通報窓口を社内外に設置しております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程及び稟議規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるようになっております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、リスク管理を体系的に規定するリスク・コンプライアンス規程を定め、リスク管理を推進する体制としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制整備の進捗状況や有効性について検討し、その結果を取締役会に報告しております。

情報セキュリティに関する規程等を整備し、情報セキュリティの強化並びに個人情報情報の保護に努めております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程に従い、取締役会を定期的に、また必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。

職務分掌規程、職務権限規程等に業務執行の手続きを簡明に定め、効率的な業務執行を行っております。

- ⑤ 当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の管理に関して責任を負う取締役を定め、子会社管理規程に基づいて子会社を管理する体制としております。

子会社を当社の内部監査担当による定期的な監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告する体制としております。

⑥ 監査役会がその補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する体制並びにその社員の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき社員を指名することとしております。指名を受けた社員は監査役の指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとしております。

監査役の職務を補助すべき社員を置いた場合、その社員の人事異動、人事評価に関しては、監査役の意見を尊重することとしております。

監査役の職務を補助すべき社員を置いた場合、その社員が監査役の指揮命令に従う旨を役職員に周知させ、会議等への出席により、監査役監査に必要な調査を行う権限を付与することとしております。

監査役の職務を補助すべき社員を務めたことをもって不利な取扱いをしないことを会社は保証し、その旨を役職員に周知徹底しております。

⑦ 取締役及び社員が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役又は社員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等をすみやかに報告する体制としております。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書を整備し、関連規程に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行っております。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針とし、当社取締役及び社員で、取引を開始しようとする者は、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認した上で、当該取引を開始しております。また、取引先がこれらとかかわる個人、企業、団体等であると判明した場合には取引を解消することとしております。

管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理、蓄積を行っております。また、取締役及び社員が基本方針を遵守するような教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図っております。あわせて、役職員に向けた反社チェックルールの徹底と反社への取組みについての説明及び研修を実施しております。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、反社会的勢力対策規程に従い、警察、顧問法律事務所、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携

し、有事の際の協力体制を構築しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、機動的な利益還元を可能とすることを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年 6 月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【 流動資産 】	4, 118, 442	【 流動負債 】	1, 701, 834
現金及び預金	3, 457, 451	支払手形及び買掛金	112, 561
売掛金	279, 156	短期借入金	50, 000
貯蔵品	5, 992	1 年内償還予定の社債	80, 000
前払費用	375, 114	1 年内返済予定の長期借入金	463, 113
その他	727	リース債務	15, 095
【 固定資産 】	2, 342, 572	未払金	135, 745
(有形固定資産)	1, 970, 305	未払法人税等	196, 659
建物及び構築物	1, 844, 681	未払消費税等	113, 518
機械装置及び運搬具	18, 188	契約負債	519, 777
リース資産	32, 287	その他	15, 363
土地	44, 424	【 固定負債 】	1, 368, 001
建設仮勘定	30, 723	社債	54, 000
(無形固定資産)	8, 429	長期借入金	837, 702
ソフトウェア	2, 553	リース債務	22, 874
リース資産	4, 061	資産除去債務	453, 424
著作権	1, 815	負 債 合 計	3, 069, 835
(投資その他の資産)	363, 837	純 資 産 の 部	
差入保証金	110, 790	【 株主資本 】	3, 358, 341
繰延税金資産	221, 008	資本金	29, 500
その他	32, 038	資本剰余金	22, 500
		利益剰余金	3, 306, 341
		【 その他の包括利益累計額 】	28, 138
		為替換算調整勘定	28, 138
		【 新株予約権 】	4, 699
		純 資 産 合 計	3, 391, 179
資 産 合 計	6, 461, 015	負 債 純 資 産 合 計	6, 461, 015

連 結 損 益 計 算 書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,419,389
売 上 原 価		1,669,026
売 上 総 利 益		2,750,362
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,363,324
営 業 利 益		1,387,038
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,619	
受 取 保 険 金	93	
業 務 受 託 手 数 料	4,406	
雑 収 入	2,620	9,739
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,141	
上 場 関 連 費 用	11,420	
為 替 差 損	3,008	
そ の 他	346	28,916
経 常 利 益		1,367,860
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	165	
減 損 損 失	18,649	18,814
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,349,045
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	424,678	
法 人 税 等 調 整 額	19,271	443,950
当 期 純 利 益		905,095
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		905,095

連結株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	29,500	22,500	2,498,546	2,550,546
当期変動額				
剰余金の配当			△97,300	△97,300
親会社株主に 帰属する当期純利益			905,095	905,095
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	—	—	807,795	807,795
当期末残高	29,500	22,500	3,306,341	3,358,341

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△67	31,659	31,592	4,699	2,586,837
当期変動額					
剰余金の配当					△97,300
親会社株主に 帰属する当期純利益					905,095
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	67	△3,521	△3,453		△3,453
当期変動額合計	67	△3,521	△3,453	—	804,342
当期末残高	—	28,138	28,138	4,699	3,391,179

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
連結子会社の数 1 社
連結子会社の名称 HIT SINGAPORE PTE. LTD.
- (2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社はありません。
- (2) 持分法を適用しない関連会社はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～39年

機械装置及び運搬具 5～10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度における引当金残高はありません。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの広告事業は、顧客との契約に基づいて広告媒体に広告を掲出又は放映することを主な事業としているため、広告の掲出期間の経過にともなって履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足時期に対応して収益を認識しております。また、看板の制作及び撤去等のサービスは、サービス提供完了により履行義務が充足されると判断し、サービス提供完了時点で収益を認識しております。取引の対価は履行義務の充足前に前受金として受領する場合を除き、履行義務の充足から概ね3ヶ月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債及び収益、費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

② ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び金利スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した金額

(千円)	
	当連結会計年度
繰延税金資産	221,008

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは将来減算一時差異に対して、将来の事業計画を基礎として将来の収益力に基づく課税所得の見積りを実施し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。これには、当社が当連結会計年度に計上した繰延税金資産220,908千円が含まれております。

②主要な仮定

当社は過去3年及び当期の各連結会計年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が安定的に生じており、かつ、当期末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないこと等から、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の「分類2」に該当すると判断し、スケジューリングされた一時差異による繰延税金資産を全額回収可能と見積もっております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、その主要な仮定には売上高の成長率が含まれております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社の主要な仮定は、法令、市場環境やその他の競争環境の変化の有無等を考慮しております。当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、その結果、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 連結計算書類に計上した金額

(千円)	
	当連結会計年度
有形固定資産	1,970,305
無形固定資産	8,429
減損損失	18,649

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、管理会計上の区分をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として捉え、その単位を基礎にグルーピングする方法を採用しております。具体的には、各広告媒体又は提供サービスを基礎にグルーピングしております。減損の兆候の判断としては、各資産グループの営業損益が継続的にマイナスとなった場合等をその指標としております。減損の兆候が認められた資産グループについては、当該グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画を基礎としておりますが、事業計画に含まれる売上高の将来予測には不確実性があり、当該予測は割引前将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼします。なお、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

該当ありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,616,856千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

媒体	用途	種類	金額（千円）
大原アジアビル	屋外広告設備	構築物	18,649

当社グループは、媒体損益単位を基準に資産のグルーピングを行っており、事業活動から生じる損益が継続的にマイナスである資産グループに係る資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

5,560,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年9月27日 定時株主総会	普通株式	97,300	3,500	2024年6月30日	2024年9月30日
計		97,300			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年9月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額

97,300千円

② 1株当たり配当額

17.50円

③ 基準日 2025年6月30日

④ 効力発生日 2025年9月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 606,400株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性、流動性を重視した金融資産で運用し、また資金調達については安定性、経済性、機動性に配慮した手段を採用しております。デリバティブ取引については、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理を行い信用リスクを低減しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。短期借入金については、主に営業取引に係る資金調達であり、社債及び長期借入金については、主に設備投資に係る資金調達であります。長期借入金の一部について、支払利息の変動リスクを回避する目的で、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権に係る顧客の信用リスクについては、与信管理規程に従い、取引先の与信限度額を設定し、取引先ごとに回収状況を定期的にモニタリングすることで財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

金利変動や為替変動リスクの低減を目的としてデリバティブ取引を行う際には、社内規程に定められた決裁手続を経て、デリバティブ取引の実行及び管理をしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を支払予定額以上維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金、支払手形及び買掛金、未払金、短期借入金及び未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債(1年内含む)	134,000	131,466	△2,533
(2) 長期借入金(1年内含む)	1,300,815	1,262,817	△37,997
負債計	1,434,815	1,394,284	△40,530

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,457,451	—	—	—

売掛金	279,156	—	—	—
差入保証金	62	76,739	20,300	13,688
合計	3,736,669	76,739	20,300	13,688

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	50,000	—	—	—	—	—
社債	80,000	54,000	—	—	—	—
長期借入金	463,113	400,948	242,960	140,813	39,076	13,905
リース債務	15,095	11,662	9,789	1,422	—	—
合計	608,208	466,610	252,749	142,235	39,076	13,905

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当ありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債(1年内含む)	—	131,466	—	131,466
長期借入金(1年内含む)	—	1,262,817	—	1,262,817
負債計	—	1,394,284	—	1,394,284

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

該当事項はありません。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	広告事業	合計
一時点で移転される財	202,622	202,622
一定の期間にわたり移転される財	4,216,767	4,216,767
外部顧客への売上高	4,419,389	4,419,389

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） 3. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	240,184
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	279,156
契約負債(期首残高)	516,169
契約負債(期末残高)	519,777

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は516,169千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 609円08銭

1株当たり当期純利益 162円79銭

(注) 当社は、2025年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。1株当たり情報の各金額は、当連結会計年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

重要な後発事象に関する注記

1. 公募による新株式の発行

当社は、2025年7月4日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2025年6月2日及び2025年6月17日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2025年7月3日に払込が完了いたしました。

- (1) 募集方法 一般募集(ブックビルディング方式による募集)
- (2) 発行する株式の種類及び数 普通株式 670,000株
- (3) 発行価格 1,500円 (注) 1
- (4) 引受価額 1,380円 (注) 2
- (5) 資本組入額 1株につき 690円
- (6) 発行価格の総額 1,005,000千円
- (7) 引受金額の総額 924,600千円
- (8) 資本組入額の総額 462,300千円
- (9) 払込期日 2025年7月3日
- (10) 資金の使途 当社の公募増資による調達資金の使途は、国内の大型デジタル媒体設備投資に充当する予定です。

(注) 1. 一般募集はこの価格にて行いました。

(注) 2. この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

2. 第三者割当増資による新株式の発行

当社は、2025年7月4日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2025年6月2日及び2025年6月17日開催の取締役会において、株式会社SBI証券が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議いたしました。なお、2025年8月6日に払込が完了いたしました。

- (1) 募集方法 第三者割当(オーバーアロットメントによる売出し)
- (2) 発行する株式の種類及び数 普通株式 243,000株
- (3) 払込価格 1,215.50円
- (4) 割当価格 1,380円
- (5) 割当価格の総額 335,340千円
- (6) 資本金組入額 1株につき 690円
- (7) 資本金組入額の総額 167,670千円
- (8) 資本準備金組入額 1株につき 690円
- (9) 資本準備金組入額の総額 167,670千円
- (10) 割当先、株式会社SBI証券
- (11) 払込期日 2025年8月6日
- (12) 資金の使途 当社の公募増資による調達資金の使途は、国内の大型デジタル媒体設備投資に充当する予定です。

その他の注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年 6 月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【 流動資産 】	4,032,539	【 流動負債 】	1,693,455
現金及び預金	3,372,381	買掛金	112,561
売掛金	279,156	短期借入金	50,000
貯蔵品	5,992	1年内償還予定の社債	80,000
前払費用	374,415	1年内返済予定の長期借入金	463,113
その他	593	リース債務	9,070
【 固定資産 】	2,371,637	未払金	135,268
(有形固定資産)	1,951,570	未払法人税等	196,659
建物	83,238	未払消費税等	113,518
構築物	1,761,442	契約負債	519,777
車両運搬具	304	その他	13,487
工具、器具及び備品	17,781	【 固定負債 】	1,354,808
リース資産	13,655	社債	54,000
土地	44,424	長期借入金	837,702
建設仮勘定	30,723	リース債務	9,682
(無形固定資産)	8,429	資産除去債務	453,424
ソフトウェア	2,553	負 債 合 計	3,048,264
リース資産	4,061	純 資 産 の 部	
著作権	1,815	【 株主資本 】	3,351,213
(投資その他の資産)	411,637	資本金	29,500
出資金	160	資本剰余金	22,500
関係会社株式	48,990	資本準備金	19,500
差入保証金	109,699	その他資本剰余金	3,000
繰延税金資産	220,908	利益剰余金	3,299,213
その他	31,878	利益準備金	7,375
		その他利益剰余金	3,291,838
		別途積立金	400
		繰越利益剰余金	3,291,438
		【新株予約権】	4,699
		純 資 産 合 計	3,355,913
資 産 合 計	6,404,177	負 債 純 資 産 合 計	6,404,177

損 益 計 算 書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,419,389
売 上 原 価		1,669,026
売 上 総 利 益		2,750,362
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,369,809
営 業 利 益		1,380,553
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,619	
受 取 保 険 料	93	
業 務 受 託 手 数 料	4,406	
雑 収 入	2,135	9,254
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,141	
上 場 関 連 費 用	11,420	
そ の 他	346	25,908
経 常 利 益		1,363,899
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	165	
減 損 損 失	18,649	18,814
税 引 前 当 期 純 利 益		1,345,084
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	424,678	
法 人 税 等 調 整 額	19,302	443,981
当 期 純 利 益		901,102

株主資本等変動計算書

(2024年 7 月 1 日から
2025年 6 月 30日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	29,500	19,500	3,000	22,500
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	29,500	19,500	3,000	22,500

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	7, 375	400	2, 487, 635	2, 495, 410	2, 547, 410
当期変動額					
剰余金の配当			△97, 300	△97, 300	△97, 300
当期純利益			901, 102	901, 102	901, 102
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	—	803, 802	803, 802	803, 802
当期末残高	7, 375	400	3, 291, 438	3, 299, 213	3, 351, 213

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△67	△67	4,699	2,552,042
当期変動額				
剰余金の配当				△97,300
当期純利益				901,102
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	67	67		67
当期変動額合計	67	67	—	803,870
当期末残高	—	—	4,699	3,355,913

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～39年

構築物 5～20年

工具器具備品 5～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度における引当金残高はありません。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の広告事業は、顧客との契約に基づいて広告媒体に広告を掲出又は放映することを主な事業としているため、広告の掲出期間の経過にともなって履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足時期に対応して収益を認識しております。また、看板の制作及び撤去等のサービスは、サービス提供完了により履行義務が充足されると判断し、サービス提供完了時点で収益を認識しております。取引の対価は履行義務の充足前に前受金として受領する場合を除き、履行義務の充足から概ね3ヶ月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を採用しております。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

(千円)

	当事業年度
繰延税金資産	220,908

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は将来減算一時差異に対して、将来の事業計画を基礎として将来の収益力に基づく課税所得の見積りを実施し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

②主要な仮定

過去3年及び当期の各事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が安定的に生じており、かつ、当期末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないこと等から、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の「分類2」に該当すると判断し、スケジューリングされた一時差異による繰延税金資産を全額回収可能と見積もっております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、その主要な仮定には売上高の成長率が含まれております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当社の主要な仮定は、法令、市場環境やその他の競争環境の変化の有無等を考慮しております。当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、その結果、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 計算書類に計上した金額

(千円)

	当事業年度
有形固定資産	1,951,570
無形固定資産	8,429
減損損失	18,649

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、管理会計上の区分をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として捉え、その単位を基礎にグルーピングする方法を採用しております。具体的には、各広告媒体又は提供サービスを基礎にグルーピングしております。減損の兆候の判断としては、各資産グループの営業損益が継続的にマイナスとなった場合等をその指標としております。減損の兆候が認められた資産グループについては、当該グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画を基礎としておりますが、事業計画に含まれる売上高の将来予測には不確実性があり、当該予測は割引前将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼします。なお、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が

生じた場合、翌事業年度以降の固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

該当事項はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,599,110千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

販売費及び一般管理費 50,416千円

2. 減損損失に関する注記

媒体	用途	種類	金額（千円）
大原アジアビル	屋外広告設備	構築物	18,649

当社は、媒体損益単位を基準に資産のグルーピングを行っており、事業活動から生じる損益が継続的にマイナスである資産グループに係る資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式

一株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

資産除去債務	142,919	千円
減価償却費	48,879	千円
子会社関連損失	27,617	千円
未払事業税	18,320	千円
未払賞与	15,029	千円
減損損失	13,924	千円
その他	10,805	千円
繰延税金資産小計	277,496	千円
評価性引当額	△1,243	千円
繰延税金資産合計	276,252	千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△55,192	千円
その他	△151	千円
繰延税金負債合計	△55,343	千円
繰延税金資産純額	220,908	千円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	HIT SINGAPORE PTE, LTD	所有 直接100%	海外調査業務 役 員 の 兼 任	市場調査業 務委託費	50,416	業務委託費	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引価格については、市場価格に基づき交渉の上、決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。

3. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

また「当事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分した場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項」及び「当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報」については、会社計算規則第115条の2第3項の定めに従い、記載を省略しております。

一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 602円74銭

1株当たり当期純利益 162円07銭

(注) 当社は、2025年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

重要な後発事象に関する注記

1. 公募による新株式の発行

当社は、2025年7月4日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2025年6月2日及び2025年6月17日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2025年7月3日に払込が完了いたしました。

(1) 募集方法 一般募集(ブックビルディング方式による募集)

(2) 発行する株式の種類及び数 普通株式 670,000株

(3) 発行価格 1,500円 (注) 1

(4) 引受価額 1,380円 (注) 2

(5) 資本組入額 1株につき 690円

(6) 発行価格の総額 1,005,000千円

(7) 引受金額の総額 924,600千円

(8) 資本組入額の総額 462,300千円

(9) 払込期日 2025年7月3日

(10) 資金の使途 当社の公募増資による調達資金の使途は、国内の大型デジタル媒体設備投資に充当する予定です。

(注) 1. 一般募集はこの価格にて行いました。

(注) 2. この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

2. 第三者割当増資による新株式の発行

当社は、2025年7月4日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2025年6月2日及び2025年6月17日開催の取締役会において、株式会社SBI証券が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議いたしました。なお、

2025年8月6日に払込が完了いたしました。

- (1)募集方法 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
- (2)発行する株式の種類及び数 普通株式 243,000株
- (3)払込価格 1,215.50円
- (4)割当価格 1,380円
- (5)割当価格の総額 335,340千円
- (6)資本金組入額 1株につき 690円
- (7)資本金組入額の総額 167,670千円
- (8)資本準備金組入額 1株につき 690円
- (9)資本準備金組入額の総額 167,670千円
- (10)割当先、株式会社SBI証券
- (11)払込期日 2025年8月6日
- (12)資金の使途 当社の公募増資による調達資金の使途は、国内の大型デジタル媒体設備投資に充当する予定です。

その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月25日

株式会社ヒット

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

齋 藤 勝 彦 ④

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

宮 脇 亮 一 ④

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヒットの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年6月2日及び2025年6月17日開催の取締役会において、一般募集による新株式の発行を決議し、2025年7月3日に払込が完了している。また、会社は、同取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当による新株式の発行を決議し、2025年8月6日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年8月25日

株式会社ヒット

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

齋藤 勝彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

宮脇 亮一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヒットの2024年7月1日から2025年6月30日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年6月2日及び2025年6月17日開催の取締役会において、一般募集による新株式の発行を決議し、2025年7月3日に払込が完了している。また、会社は、同取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当による新株式の発行を決議し、2025年8月6日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

重要な後発事象に記載のとおり、会社は2025年6月2日及び6月17日の取締役会において公募による新株式の発行及び株式会社SBI証券が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を決議し、それぞれ2025年7月3日及び2025年8月6日に払込が完了しています。

2025年8月26日

株式会社ヒット 監査役会

常勤監査役

星 野 正 司 (印)

社外監査役

社外監査役

伊 東 正 隆 (印)

社外監査役

佐 藤 貢 (印)

以 上

参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、当社をとりまく環境が依然として厳しい折から下記のとおりといたしたいと存じます。

株主に対する配当財産に関する事項およびその総額

- (1) 当社普通株式1株について金17.50円、総額97,300,000円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年9月29日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。

つきましては、経営体制のより一層の充実を図るため、取締役1名を増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	まつまる のぶゆき 松丸 敦之 (1964年11月22日)	1984年3月 1989年12月 1991年2月 2022年7月 2022年7月	東京佐川急便株式会社入社 株式会社内外事業社入社 当社設立、代表取締役就任 当社 代表取締役会長就任（現任） HIT SINGAPORE PTE, LTD 代表取締役社長（現任）	3,452,800株
2	ふかい ひでき 深井 英樹 (1964年4月22日)	1988年4月 1991年11月 1998年5月 2007年9月 2016年10月 2022年7月	日興証券株式会社(現SMBC日興証券株式会社)入社 株式会社メックス入社 取締役経営企画室長・取締役副社長を経て 代表取締役社長に就任 株式会社ブレイントラスト設立 代表取締役社長就任 株式会社小松ライト製作所入社 代表取締役社長就任 当社 専務取締役就任 当社 代表取締役社長就任（現任）	314,000株
3	やすだ よしひろ 安田 仁裕 (1958年8月19日)	1983年4月 1999年4月 2005年4月 2006年12月 2015年4月 2015年6月 2015年6月 2017年7月 2021年9月	日興証券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）入社 株式会社Olympic（現株式会社Olympicグループ）入社 株式会社バリュークリエイション入社 エイチ・エス証券株式会社入社 株式会社アクアリンク 取締役就任 株式会社フォーシックス代表取締役就任 ディーエムソリューションズ株式会社 常勤監査役就任 当社 取締役就任 当社 常務取締役就任（現任）	43,600株
4	かつやま ひろや 勝山 宏哉 (1965年6月22日)	1989年4月 2009年10月 2011年3月 2017年2月 2017年7月 2022年7月	日興証券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）入社 株式会社ティア入社 FP並びに保険代理店事業創業 代表就任 当社入社 当社 取締役就任 当社 取締役経営企画本部長（現任）	26,000株
5	たかはし とおる 高橋 徹 (1964年7月21日)	1988年4月 2005年7月 2008年1月 2018年1月 2018年7月 2022年7月 2025年7月	日興証券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）入社 株式会社インテグレックス入社 エイチ・エス証券株式会社入社 当社入社 当社 取締役就任 当社 取締役媒体本部長 当社 取締役西日本事業本部長（現任）	10,000株
6	おおいわ よしのり 大岩 義典 (1977年9月29日)	1999年4月 2003年1月 2008年1月 2018年6月 2018年7月 2021年4月 2022年7月	株式会社タイタス・コミュニケーションズ入社（現JCOM株式会社） 株式会社ブレイントラスト入社 取締役就任 建通エンジニアリング株式会社（現株式会社ケンツー） 代表取締役社長就任 当社入社 当社 取締役就任 HIT SINGAPORE PTE, LTD 取締役就任（現任） 当社 取締役管理本部長（現任）	8,000株

候補者番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
7	かわの たけし 川野 毅 (1953年2月27日)	1976年4月 1999年9月 2000年6月 2001年4月 2001年4月 2008年6月 2008年6月 2012年6月 2012年6月 2014年7月 2016年2月 2017年7月 2018年2月 2020年10月 2024年2月	株式会社日本興業銀行入行 株式会社ニューオータニ出向 同社取締役経営管理室長就任 株式会社日本興業銀行退任 株式会社ニューオータニ転籍 同社代表取締役経営管理室長 株式会社大谷工業取締役就任 株式会社ニューオータニ常勤監査役就任 株式会社大谷工業取締役副会長就任 当社 取締役就任(現任) イワキ株式会社(現アステナホールディングス株式会社)社外取締役 株式会社三宅建築設計事務所 社外取締役就任 株式会社メガカリオン 社外監査役就任 株式会社メガカリオン 取締役監査等委員就任 アステナホールディングス株式会社 取締役就任(現任)	12,000株
8	はせがわ じゅん 長谷川潤 (1960年5月12日)	1983年4月 2011年4月 2015年4月 2018年4月 2020年5月	株式会社電通 入社 株式会社電通スポーツパートナーズ(現株式会社スポーツエッジ) 出向 代表取締役社長 株式会社電通スポーツ事業局 株式会社電通スポーツパートナーズ(現株式会社スポーツエッジ) 出向 代表取締役社長 株式会社電通スポーツパートナーズ(現株式会社スポーツエッジ) 転籍 代表取締役社長	—

(注1) 各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

(注2) 川野毅氏は社外取締役候補者であり、社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって11年3ヶ月となります。なお、同氏との間で会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する限度額に限定する責任限定契約を締結しており、本議案が承認された場合、同氏との間で同契約を改めて締結する予定であります。

(注3) 川野毅氏につきましては、日本での経営のみならず海外事情にも精通された見識を当社の経営に生かしご指導いただくことと、任意の指名報酬委員会では、同氏は豊富な知識や経験等を生かし、独立した客観的な立場から、引き続き、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

(注4) 長谷川潤氏は社外取締役候補者であります。同氏が就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する限度額に限定する責任限定契約を締結いたします。

(注5) 長谷川潤氏につきましては、日本国内での経営経験及び広告業界に精通された見識を当社の経営に生かしご指導いただくことと、同氏は豊富な知識や経験等を生かし、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

(注6) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は事業報告10頁に記載のとおりです。当該契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び当社子会社取締役となっています。各候補者は既に当該契約の被保険者に含まれており、同氏については、本議案が承認可決された場合、被保険者に含まれることとなります。

(注7) 川野毅、長谷川潤の両氏は、社外取締役の候補者であります。また、川野毅氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。なお、長谷川潤氏につきましても、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
つのだ のぼる 角田 昇 (1959年5月29日)	1983年4月	日興証券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）入社	—
	2007年2月	同社 執行役員東京第二事業法人本部長	
	2009年7月	三菱UFJ証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社	
	2015年6月	同社 執行役員大阪事業法人部長	
	2016年6月	同社 執行役員東京事業法人担当	
	2019年4月	e-Janネットワークス株式会社入社 監査役就任（現任）	
	2022年2月	Tri Driven株式会社 監査役就任（現任）	

（注1）補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

（注2）角田昇氏は補欠の社外監査役候補者であります。同氏が就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する限度額に限定する責任限定契約を締結いたします。

（注3）角田昇氏を補欠の社外監査役候補者として選任した理由は、証券会社における長年の経験と監査役としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、客観的立場から当社の経営に対する適切な監督が期待できることから、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

（注4）当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は事業報告8頁に記載のとおりです。当該契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び当社子会社取締役となっています。各候補者は既に当該契約の被保険者に含まれており、同氏については、本議案が承認可決された場合、被保険者に含められることとなります。

（注5）角田昇氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上